

第1章 計画策定の概要

1 趣旨

我が国の自殺者数は、平成10年から急増し、以来14年連続して年間3万人を超えるという深刻な状況が続いていましたが、現在では、2万5千人を下回り、減少傾向にあります。

しかし、依然として2万人を超える人々が自ら尊い命を絶たれている状況で、自殺死亡率（人口10万対当たりの自殺者数）は世界の主要先進7か国の中では最も高く、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

岩手県においては、平成15年の年間527人をピークに徐々に減少し、平成28年には289人となりましたが、自殺死亡率で見るといまだ全国のワースト第2位となっています。

また、奥州市の自殺死亡率は平成18年の40.2（自殺者数52人）をピークに中長期的に減少傾向にあり、平成28年は16.1（自殺者数19人）まで減少しています。

そうした中、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、自殺対策基本法施行から10年目の節目に当たる平成28年に同法の一部を改正する法律（平成28年法律第11号）が公布され、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記されるとともに、「市町村自殺対策計画」を策定することが位置づけられました。

こうした流れを踏まえ、地域全体で誰も自殺に追い込まれることのない奥州市の実現を目指して「奥州市自殺対策計画」を策定し、全市的な取り組みで自殺対策を推進していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村地域自殺対策計画」であり、自殺対策基本法の基本理念や自殺総合対策大綱（平成29年7月25日閣議決定）の基本認識や基本方針を踏まえて策定します。

また、「第2次奥州市総合計画（計画期間 平成29年度～平成38年度（2026年度）」、「第3次奥州市健康増進計画（計画期間 平成30年度～平成34年度（2022年度）」等の関連計画との整合を図ります。

3 計画の期間

自殺総合対策大綱が概ね5年を見直しが行われることを踏まえ、本計画の推進期間は平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5年間とします。

4 計画の数値目標

市は地域全体、市内全体で「生きることの包括的支援」に取り組むことを計画に盛り込み、自殺死亡率及び自殺者数を減らします。

自殺総合対策大綱において、自殺死亡率を平成 27 年と比べて平成 38 年（2026 年）までに 30%以上減少させることと示されています。市は、平成 28 年から平成 40 年（2028 年）までに 50%の減少を目指すこととし、その中間年の平成 35 年（2023 年）までに 30%以上の減少を目指します。これは、平成 28 年の自殺死亡率 16.1（自殺者数 19 人）から平成 35 年（2023 年）までに自殺死亡率 11.3（自殺者数 13 人）へ、平成 40 年（2028 年）までに自殺死亡率 8.1（自殺者数 9 人）に減少させることとなります。

	単位	平成 27 年	平成 28 年	平成 35 年 (2023 年)	平成 40 年 (2028 年)
自殺死亡率 (人口 10 万対当 たりの自殺者数)		20.1	16.1	11.3	8.1
自殺者数	人	24	19	13	9

出典：人口動態統計

参 考

自殺の統計として、「警察庁の自殺統計原票を集計した結果（自殺統計）」と「厚生労働省の人口動態統計」の 2 種類があります。「自殺統計」と「人口動態統計」では、以下のとおり調査対象等に違いがあります。

1 調査対象の差異

「自殺統計」は、総人口（日本における外国人を含む）を対象としているのに対し、「人口動態統計」は日本における日本人を対象としています。

2 調査時点の差異

「自殺統計」は、発見地を基に自殺死体発見時点（正確には認知）で計上しているのに対し「人口動態統計」は住所地を基に死亡時点で計上しています。

3 事務手続き上（訂正報告）の差異

「自殺統計」は、捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上しているのに対し、「人口動態統計」は自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明の時は自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は自殺に計上していません。（参考：厚生労働省 自殺対策ホームページ）